

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

世紀東急工業株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.seikitokyu.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供いたしております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

「業務の適正を確保するための体制」

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行う。
 - ②法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築する。
 - ③コンプライアンス担当部門にコンプライアンス相談窓口を設置し、法令等に違反する行為に関する相談または通報を、当社およびグループ会社の従業員等から直接受け付け、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図る。なお、相談または通報された内容および調査結果等については、経営会議および取締役会に報告する。
 - ④独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守マニュアルを適宜改定するとともに、違反者への厳格な社内処分の実施、独占禁止法違反に特化した相談窓口の設置、教育・研修の徹底、適切な人事ローテーション、内部監査など、社内体制を整備する。
 - ⑤市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当要求に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ⑥内部監査部門は、法令等順守状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書ならびにその他の情報は、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスクの顕在化の防止およびリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的として、当社およびグループ会社を対象とする社内規程を整備し、リスク管理体制等、リスク管理に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ②大規模災害等による被害や損失の最小化を図るため、事業継続計画を策定し、緊急事態発生時の対応等に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ③内部監査部門は、リスク管理状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、また、取締役会において各執行役員の業務分担を決議するとともに、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を整備することにより、権限と責任の所在を明確にする。
 - ②代表取締役社長の諮問機関として、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について審議および報告することにより、迅速かつ慎重な意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督する。
 - ③中期または各年度の事業計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において、定期的に各事業部門における進捗状況を確認、評価し、また必要に応じて見直しを行う。
 - ④重要な情報が識別され、適切に経営層に報告されるための、また、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備・運用する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスを含めたCSR活動を一体的に推進するとともに、ブランド価値の維持・向上に努める。

- ②財務報告の適正性を確保するため、当社およびグループ会社を対象とした内部統制システムを整備・運用する。なお、当社およびグループ会社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のためにきわめて重要であることを認識するとともに、全役職員に対し、あらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
- ③グループ会社ごとに所管部署を定め、各社の業務運営に対し、定期的に所管部門によるモニタリングを実施する。また、内部監査部門は、グループ会社に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべく、コンプライアンス担当部門の所属員は、必要に応じ、監査役の指示に基づきその職務を行うこととする。
- ②補助すべき使用人の取締役からの独立性を高めるため、当該所属員の異動については、あらかじめ監査役に報告し、その意見を徴することとする。
- ③補助すべき使用人への指示の実効性を高めるため、社内規程を整備し、監査役の職務の補助が、当該所属員の職務であることを明確にする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①重要な意思決定の過程ならびに業務の執行状況の把握に資するため、取締役会およびその他重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保する。また、重要リスクについて監査役に報告するとともに、リスク管理の状況について監査役と協議することとする。
- ②内部監査に関し、適宜、監査結果の報告等を行い、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保つこととする。
- ③監査役が実施するヒアリングおよび往査において、各部門長、グループ会社の取締役および監査役、ならびに各グループ会社の所管部門の長は、必要な報告・情報を提供するとともに、必要に応じて意見の交換を行う。
- ④監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、当社およびグループ会社の役職員は速やかに適切な報告を行う。また、監査役に報告を行った役職員に対し、監査役への報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を行い、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題等について意見および情報を交換する。
- ②監査役と会計監査人は、定期的な連絡会等を行い、会計監査の実施状況等について意見および情報を交換する。
- ③各事業年度の予算編成において、監査役の職務執行に係る費用として合理性が認められる範囲で必要な予算を確保する。
- ④監査役がその必要性を認識し、外部の専門機関に意見、指導、助言等を求めた場合、これが監査役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスク管理

当社では、独占禁止法違反行為が存在した事実を厳粛に受け止め、2016年3月の取締役会において違法行為の徹底排除につき決議するとともに、違反行為の排除にかかる内容を、内部統制システムの整備に関する事項として追加いたしました。当事業年度におきましても、その具体的取り組みとして、独占禁止法違反に特化した相談窓口の運用、教育・研修の充実等、外部専門家の助言・協力を得ながら策定した再発防止策を継続的に遂行するほか、2019年8月に設置した外部の識者で構成する「調査委員会」の報告・提言を受け策定したより実効的な再発防止策に取り組んでおり、引き続きコンプライアンス体制の強化・意識の浸透に向け、各施策を推進してまいります。

なお、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理の状況全般については、コンプライアンス相談窓口の運用や内部監査の実施等により実効性の確保を図っており、経営会議および取締役会において、年2回（独占禁止法関連については年4回）、これらの結果につき報告いたしております。

(2) 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回または2回開催し、法令および定款に定める事項や経営に関する重要事項について決定するほか、業務執行の状況について報告し、取締役の職務執行について監督を行っております。なお、当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役全員がすべての回に出席いたしております。

また、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、定期的に経営会議を開催するとともに、取締役会において業務執行取締役および執行役員の業務分担を定め、社内規程に基づき適切に業務を遂行しております。

(3) グループ会社管理体制

当社およびグループ会社の役職員を対象とする「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を制定するほか、グループ会社についても内部通報制度や内部監査の対象に含めることにより、コンプライアンスへの取り組みを一体的に推進しております。

また、各グループ会社の所管部署を定めるとともに当該部署の職員が、各社の取締役または監査役を兼務することにより、各社の経営・業務に対するモニタリング機能の実効性を高めております。

(4) 監査役の監査体制

当社では、監査役全員が、すべての取締役会に出席しており、また、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、監査に必要な情報の把握に努めております。

また、監査役は、代表取締役社長との定期的な会合、会計監査人および内部監査部門との連絡会等の機会を通じ、それぞれ、意見交換や情報共有を行っております。

連結株主資本等変動計算書

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000	519	38,767	△ 40	41,246
会計方針の変更による累積的影響額			△ 88		△ 88
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000	519	38,678	△ 40	41,157
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,734		△ 1,734
親会社株主に帰属する当期純利益			3,304		3,304
自己株式の取得				△ 2,500	△ 2,500
自己株式の処分		1		38	39
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1	1,569	△ 2,462	△ 891
当期末残高	2,000	521	40,248	△ 2,502	40,266

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	21	△ 15	△ 461	△ 455	40,790
会計方針の変更による累積的影響額					△ 88
会計方針の変更を反映した当期首残高	21	△ 15	△ 461	△ 455	40,701
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,734
親会社株主に帰属する当期純利益					3,304
自己株式の取得					△ 2,500
自己株式の処分					39
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1	20	665	687	687
連結会計年度中の変動額合計	1	20	665	687	△ 203
当期末残高	22	4	203	231	40,497

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	11 社 当連結会計年度において連結子会社の株式売却により 1 社除外しております。
連結子会社の名称	新世紀工業株式会社 エス・ティ・サービス株式会社 やまびこ工業株式会社 みちのく工業株式会社 クマレキ工業株式会社 株式会社孝松工務店 舗道工業株式会社 舗栄建設工業株式会社 SEIKITOKYU MYANMAR ROAD COMPANY LIMITED 日東道路株式会社 STK PACIFIC CORPORATION

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1 社
非連結子会社の名称	中外エンジニアリング株式会社 非連結子会社 1 社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益の持分に見合う額及び利益剰余金の持分に見合う額等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社の名称	中外エンジニアリング株式会社
持分法非適用の関連会社の名称	ガルフシール工業株式会社 能登アスコン株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の過去 5 年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算期と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7 ～ 50 年

機械・運搬具・工具器具備品 … 5 ～ 7 年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事の契約不適合責任の履行の追完に係る費用等に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）」を適用しております。

当社グループは、主要な事業として建設事業及び舗装資材製造販売事業を行っております。各事業における履行義務の内容は次のとおりです。

建設事業

舗装、土木その他建設工事全般に関する事業を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該工事請負契約においては、当社グループが工事を進めるにつれて、物件の価値が増加し、顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。このため、建設工事等における履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事の総原価見積額に対する各報告期間の期末日までの発生原価の割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない工事契約について、発生する原価を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

舗装資材製造販売事業

アスファルト合材、その他建設用材料の製造及び販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が他社との共同企業体として実施している工事やアスファルトプラントに関しては、自社の持分割合に応じた会計処理を行っております。

6. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

工事契約に係る収益認識

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が111百万円、売上原価が144百万円それぞれ増加しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」は、金額の重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「為替差益」は5百万円であります。

8. 重要な会計上の見積り

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	64,980百万円
-------------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

工事の総原価見積額は、社内で承認された標準単価や外部から入手した見積書など客観的な価格により詳細に積上げて計算を行い、決算日時点の工事の施工状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて見直しを行っております。

② 主要な仮定

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては個々の工事の特性を十分に織り込む必要があり、建設資材や労務の単価及び数量など、工事に対する専門的な知識と施工経験に基づく一定の仮定と判断が必要となります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、建設資材単価や労務単価等の変動、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延等により主要な仮定が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

9. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、日本国内の建設事業及び舗装資材製造販売事業は堅調な業績推移となっており、新型コロナウイルス感染症による今後の影響は軽微であるとの仮定を置いて、一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益総額及び工事原価総額、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等に関して会計上の見積りを行っております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,464 百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | | |
|--------------|-------|-----------|
| ① 担保に供している資産 | 土 地 | 491 百万円 |
| ② 担保に係る債務 | 短期借入金 | 100 百万円 |
| | 長期借入金 | 1,900 百万円 |
3. 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示
債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当連結会計年度末 486 百万円）を債権から直接減額しております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数
- | | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 40,414,407 株 |
|------|--------------|
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 2,996,909 株 |
|------|-------------|

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,734 百万円	43 円 00 銭	2021年 3月31日	2021年 6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月23日開催予定の第73回定時株主総会において次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,122 百万円	30 円 00 銭	2022年 3月31日	2022年 6月24日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理をもってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 203 百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	87	87	—
長期借入金	(7,000)	(7,000)	—

※ 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	87	—	—	87

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,000	—	7,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることからレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

時価については、元利息の合計額を同様の新規借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表の「流動負債」の「短期借入金」に含めております「1年以内返済予定の長期借入金（100百万円）」は長期借入金として算定しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,082円33銭
1株当たり当期純利益	84円81銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

① 自己株式の消却を行う理由

株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

② 消却する株式の種類

当社普通株式

③ 消却する株式の数

2,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 4.95%）

④ 消却予定日

2022年6月30日

消却後の発行済株式の総数 38,414,407株

消却後の自己株式数 996,909株

VII. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

分解した収益とセグメント収益の関連

主要な財、サービスによる収益の分解とセグメントの関連は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	建設事業	舗装資材製造 販売事業	その他	合計
アスファルト舗装	53,810	—	—	53,810
コンクリート舗装	640	—	—	640
土木工事等	15,249	—	—	15,249
アスファルト合材	—	9,916	—	9,916
その他製品（注）1	—	5,410	—	5,410
その他	—	—	14	14
顧客との契約から生じた 収益	69,699	15,326	14	85,041
その他の源泉から生じた 収益（注）2	—	—	91	91
外部顧客に対する売上高	69,699	15,326	105	85,132

（注）1. その他製品は、アスファルト乳剤、砕石等の販売の契約から認識した収益です。

（注）2. その他の源泉から生じた収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入によるものです。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は次のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は受取手形・完成工事未収入金等に、契約負債は未成工事受入金に含めております。

（単位：百万円）

	期首残高 (2021年4月1日)	期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	23,396	25,094
契約資産	10,698	7,399
契約負債	1,212	1,921

契約資産は、連結会計年度末時点で顧客の支配する資産を創出しているがまだ請求していない作業に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものです。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、当社グループが顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものです。

当連結会計年度中に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、1,019百万円であります。

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益は1,254百万円であります。

当連結会計年度の契約資産の増減は、主として工事の進捗に伴う収益認識（契約資産の増加）と売上債権への振替（契約資産の減少）によるものであります。

当連結会計年度の契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社が未充足の履行義務に配分した取引価格は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)	予想される充足見込み時期に関する説明
建設事業	36,538	概ね2022年度～2023年度以内に充足する見込みです。
合計	36,538	

なお、当初に予定される契約期間が1年以内である舗装資材製造販売事業に係る履行義務等については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報に含めておりません。

VIII. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物・構築物 機械・工具器具、土地	奈良県他	56

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っています。当連結会計年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額56百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物・構築物5百万円、機械・工具器具0百万円、土地50百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、売却価値及び使用価値により測定しております。

(2) 財務制限条項に関する注記

当社は2020年12月に株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております(当連結会計年度末現在の借入残高5,000百万円)。

当該シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または2020年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 2021年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・カバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

なお、上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000	500	19	519	35,739	35,739	△ 40	38,218	
会計方針の変更による累積的影響額					△ 88	△ 88		△ 88	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000	500	19	519	35,651	35,651	△ 40	38,130	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△ 1,734	△ 1,734		△ 1,734	
当期純利益					3,083	3,083		3,083	
自己株式の取得							△ 2,500	△ 2,500	
自己株式の処分			1	1			38	39	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	1,348	1,348	△ 2,462	△ 1,112	
当期末残高	2,000	500	21	521	36,999	36,999	△ 2,502	37,017	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	15	15	38,234
会計方針の変更による累積的影響額			△ 88
会計方針の変更を反映した当期首残高	15	15	38,145
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 1,734
当期純利益			3,083
自己株式の取得			△ 2,500
自己株式の処分			39
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	8	8	8
事業年度中の変動額合計	8	8	△ 1,104
当期末残高	23	23	37,041

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具 … 5～7年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金は、完成工事の契約不適合責任の履行の追完に係る費用等に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）」を適用しております。

当社は、主要な事業として建設事業及び舗装資材製造販売事業を行っております。各事業における履行義務の内容は次のとおりです。

建設事業

舗装、土木その他建設工事全般に関する事業を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該工事請負契約においては、当社が工事を進めるにつれて、物件の価値が増加し、顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約

期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。このため、建設工事等における履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事の総原価見積額に対する各報告期間の期末日までの発生原価の割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない工事契約について、発生する原価を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

舗装資材製造販売事業

アスファルト合材、その他建設用材料の製造及び販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度を適用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が他社との共同企業体として実施している工事やアスファルトプラントに関しては、自社の持分割合に応じた会計処理を行っております。

(7) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

工事契約に係る収益認識

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が 123 百万円、売上原価が 156 百万円それぞれ増加しております。なお、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44—2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(8) 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」は、金額の重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「為替差益」は 5 百万円であります。

(9) 重要な会計上の見積り

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 63,236 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

工事の総原価見積額は、社内で承認された標準単価や外部から入手した見積書など客観的な価格により詳細に積上げて計算を行い、決算日時点の工事の施工状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて見直しを行っております。

② 主要な仮定

工事は個性が強くて、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては個々の工事の特性を十分に織り込む必要があり、建設資材や労務の単価及び数量など、工事に対する専門的な知識と施工経験に基づく一定の仮定と判断が必要となります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、建設資材単価や労務単価等の変動、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延等により主要な仮定が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、日本国内の建設事業及び舗装資材製造販売事業は堅調な業績推移となっており、新型コロナウイルス感染症による今後の影響は軽微であるとの仮定を置いて、一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益総額及び工事原価総額、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等に関して会計上の見積りを行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,901 百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	土 地	491 百万円
② 担保に係る債務	短 期 借 入 金	100 百万円
	長 期 借 入 金	1,900 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,131 百万円
② 長期金銭債権	319 百万円
③ 短期金銭債務	3,382 百万円

(4) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示

債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末486百万円）を債権から直接減額しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	2,894 百万円
仕入高	1,341 百万円
② 営業取引以外の取引による取引高	41 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,996,909 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	181 百万円
退職給付引当金	662 百万円
ゴルフ会員権評価損	129 百万円
減損損失	655 百万円
賞与引当金	542 百万円
関係会社株式評価損	358 百万円
その他	387 百万円
繰延税金資産小計	2,917 百万円
評価性引当額	△ 2,024 百万円
繰延税金資産合計	893 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務等	9 百万円
繰延税金負債合計	9 百万円
繰延税金資産純額	883 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東急建設㈱	(被所有) 直接 23.9%	役員の兼任 工事の請負 建築工事の発注	完成工事高	1,387	電子記録債権 完成工事未収入金 未成工事受入金	137 432 50
				固定資産の取得	677	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 工事の請負については、工事ごとに見積額を提示した上で、一般取引先と同様の条件で決定されております。
- ② 固定資産の取得については、一般取引条件と同様に、提示された価格をもとに検討し、交渉のうえ決定しております。
- ③ 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新世紀工業㈱	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 舗装資材の販売	製品売上高	884	売掛金	916
子会社	舗道工業㈱	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入	569	短期借入金 支払利息	800 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 舗装資材の販売については、市場価格、総原価等を勘案した上で販売単価を決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- ③ 資金の貸借については、CMS（キャッシュマネジメントシステム）に係るものであり、担保は受け入れておりません。なお、資金貸付及び資金借入の取引金額は期中平均残高を記載しております。利息の受取・支払については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 989 円 94 銭
- ② 1株当たり当期純利益 79 円 12 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

- ① 自己株式の消却を行う理由
株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上を図るため。
- ② 消却する株式の種類
当社普通株式
- ③ 消却する株式の数
2,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 4.95%）
- ④ 消却予定日
2022年6月30日
消却後の発行済株式の総数 38,414,407株
消却後の自己株式数 996,909株

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物・構築物 機械・工具器具、土地	奈良県他	56

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っています。当事業年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額56百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物・構築物5百万円、機械・工具器具0百万円、土地50百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、売却価値及び使用価値により測定しております。

(2) 財務制限条項に関する注記

当社は2020年12月に株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当事業年度末現在の借入残高5,000百万円）。

当該シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または2020年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 2021年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・カバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

なお、上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。